

足寄町農業委員の欠員募集について

欠員となっている農業委員について、次のとおり募集を行います。

農業に関する識見を有する方で、農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び農業委員会の所掌に属する事項に関し、農業委員としての業務を適正に行うことができる次の要件を満たす方であれば、どなたでも推薦又は応募が可能です。

募集人数や具体的な業務、応募方法等につきましては、次のとおりです。

- 1 募集人員 2人
- 2 任期期間 町議会の同意を得た日から令和10年3月31日まで
- 3 農業委員の業務内容
 - (1) 農地法等の権限事務について審査及び決定を行います。具体的には、農業委員会総会、研修会等へ出席し、農地法等の権限に属された事項の審議を行います。
 - (2) 農地等の利用の最適化の推進を実施します（担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）。
 - (3) 法人化その他の農業経営の合理化に関する事務を実施します。
 - (4) 農業一般に関する調査及び情報の提供の事務を実施します。
 - (5) 農地利用最適化推進委員の業務を兼務します（担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動）。
- 4 推薦及び応募について
 - (1) 地区・全域からの推薦
農業者等3名以上が連名し、代表者が文書をもって推薦します。
 - (2) 団体からの推薦
農業者等の組織する団体等の代表者が文書をもって推薦します。
 - (3) 一般応募
- 5 推薦・応募の資格
 - (1) 足寄町に住所を有する者を基本に、町外に住所を有する者も妨げない。
 - (2) 足寄町が設置する他の付属機関等の委員でない者
※固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員、教育委員会委員の兼職は法律で禁止されています。
 - (3) 足寄町の職員でない者
※ 以下の方は推薦及び応募ができません。
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 6 応募書類
該当する次の書類に住民票の抄本を添付し、必要事項を記載して、足寄町農業委員会事務局へ提出してください。

(1) 足寄町農業委員候補者推薦届出書（地区・全域）

(2) 足寄町農業委員候補者推薦届出書（団体）

(3) 代表者証明書

(4) 足寄町農業委員会委員候補者承諾書

(5) 足寄町農業委員応募届出書

※ 書類の請求については、農業委員会事務局にご連絡いただくか、もしくは足寄町ホームページからダウンロードしてご利用ください。

7 応募書類の提出

足寄町農業委員会事務局へ直接お持ちいただくか、郵送等により提出してください。

郵送の場合の送付先

〒089-3797 足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

足寄町農業委員会事務局

8 推薦・応募の期間

令和8年7月 1日（水）午前8時35分から

令和8年7月31日（金）午後5時5分までに必着（郵送の場合は、消印有効）

注）令和8年7月31日（金）に推薦・応募の人数が定数に満たない場合は、期限を延長する場合があります。

9 選任方法

推薦・応募の理由、年齢、性別、地域、人数等を考慮し、状況に応じて町長の求めにより足寄町農業委員候補者評価委員会において審査を行い、議会の同意を得て選任します。

10 その他

受付期間の中間及び期間終了後において、足寄町ホームページ等で、提出のあった書類を元に、次の内容を公表しますので、予め了承ください。

(1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別

(2) 推薦者（法人及び団体）については、名称、代表者の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件

(3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(4) 推薦又は応募の理由

(5) 被推薦者及び応募者の数とそのうちの認定農業者の有無

11 お問い合わせ先

〒089-3797 足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1

電話 0156-28-3871（内線281）足寄町農業委員会事務局

ファックス 0156-25-5706

メールアドレス nougyoui@town.ashoro.hokkaido.jp